

きずな

2011年 1月19日

NO 868

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

日本共産党井原市委員会の森本ふみお委員長(市議)ら7人が、昨年11月14日に瀧本豊文市長に会い、125項目にわたる「2012(平成24)年度予算編成にあたっての要望書」を手渡し、「市民の声なので新年度予算に反映してください」と要望。全項目について解答をいただきました。要望に対する市の考えが良く分かりますので、前回に続いて要望と回答の内容をお知らせいたします。 5-④

【建設経済部関係】 前回の「きずな」からつづく
8. 大経営だけを対象とした品目横断的経営安定対策をやめ、家族経営を守り、全ての農産物の価格保障をするよう国に申し入れること。

国の政策に関わることであるので、市長会等を通じ、他市町村との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

「品目横断的経営安定対策」は、平成21年2月から「水田経営安定対策」に名称が改められ、認定農業者で米の生産調整を守っている者であれば、米・麦・大豆の価格下落分の9割分まで減収補てん交付金(=対策加入者積立金の4倍の額)を受けられる制度となっており、平成23年度からは戸別所得補償の「畑作物の所得補償交付金」に移行しており、同対策としては「収入減少影響緩和交付金」が引き続き継続されています。

9. 地産地消を推進し、食育に積極的に取り組むこと。

平成19年10月より毎月第1日曜日に井原駅前「井原線DE得得市」を実施し、地元産の農産物や特産品の販売を行うとともに、地元直売所のPRを図っており、平成24年度も実施予定であります。



食育については、地域や家庭との連携を図りながら「笑顔の食卓パワーアップ事業」として、食に関する体験学習等を行う予定であります。

10. 井原、芳井、美星の特産品を個別一体的に捉え、井原の特産品として全国に発信すること。

全国各地の物産展(前年度実績:大阪市・角津市)に出展し、ジーンズ、ぶどう、明治ごぼう、美星の乳製品等の特産品の展示即売を実施しております。また、パンフレット、チラシ、ホームページ等に特産品を掲載するとともに、物産展やイベント等の機会をとらえて配布し、また、情報紙等にも掲載を依頼するなどの取り組みを行っております。さらに、平成21年度からは県との連携事業により、在阪エージェントに対して本市の特産品のプレゼンテーションも行っております。

今後、創意工夫を凝らし、本市の特産品を全国発信していきます。

11. 米輸入を削減・廃止し、農作物の価格・所得保障を行うよう政府に要求すること。

国の政策に関わることであるので、市長会等を通じ、他市町村との連携を図りながら対応したいと考えております。

前質問8「毎年の米価不安定に鑑み、農業・農家を守る観点から市独自の援助を考えること。」(参照)

12. 新農政、新農業基本法実施に伴い、より一層深刻になった農業(農家)を守っていくため、自治体として、独自の農政を進めること。

現在実施している本市の農業施策である担い手の育成、組織づくり、付加価値の高い農産物の振興(農産物のブランド化、地産地消等)を進め、地域の特性を生かした農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

13. イノシシ・サル及びヌートリアの被害対 >>>

>>> **策を改善・強化すること。**

平成20年度に「井原市鳥獣被害防止計画」を策定し、防護柵等設置費用補助を充実する等、被害防止の取組を推進するとともに、猟友会にも捕獲・駆除体制の強化に取り組んでいただいているところであります。

今後とも、県や猟友会をはじめ、関係機関と連携しながら、より有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

14. 空き店舗対策、駐車場対策など商店街の活性化をはかるための支援を行うこと。

空き店舗対策につきましては、平成19年度及び平成20年度において、空き店舗を改修しサロンを運営している「とまとさん家」へ改修補助を、また、平成21年度には、緊急経済対策として井原商工会議所と備中西商工会が実施した「井原市プレミアム商品券発行事業」への補助を、さらには、今年度においても井原市商店街連合会への事業補助を継続してあり、地域商店の活性化に向けた支援を行っているところであります。また、駐車場については、中町郵便局の裏手、いばら保育園付近の2か所を商店街協同組合へ貸し付けております。

今後においても、市、商工会議所及び商店街協同組合等と連携を取りながら商店街の活性化に向けた取り組みを検討してまいります。

15. 公園管理委託料を増額すること。

公園委託は、直接利用されている地域の自治会、少年団等に委託しております。利用者の皆さんの協働の精神で、今後とも管理をお願いしたいと考えており、現在のところ、管理委託料の増額は考えておりません。

16. 生活道路や水路改修など生活に密着した公共工事を増やし、地元業者への優先発注をおこなうこと。

生活に密着した道路や水路等の修繕は、緊急度や危険度合い等を勘案して工事を行っております。発注につきましては地場企業育成の観点から優先的に地元業者に発注しております。

17. 井原線高架下の側道を整備・改修すること。

昨年度、地元自治連合会と整備箇所を決定し、工事を実施いたしました。

今後、地元自治会と整備箇所を協議しながら、工事の実施を検討してまいります。



18. 市内の道路工事箇所の通行の安全確保のため、業者を強力に指導すること。また、通行止めにする場合は、関係者の意見をよく聞き実施させること。

道路工事の安全確保のための業者指導については、工事施工管理の中で安全確保のため、交通規制看板、誘導員の設置等、事故防止には細心の注意を払うよう厳しく指導を行ってまいります。また、通行止めの工事箇所につきましては、工事看板や迂路標示看板の設置を行い、周辺関係者に工事の期間、通行止め期間等の通知を行っており、全面通行止めについては、自治会長等の地元関係者と協議し、実施するよう指導しております。

2面左上へつづく1

1面右下よりつづく

19. 定期的に市内の公園や通行上の危険箇所を総点検し、早急に適切な手立てを講ずること。

公園の遊具等については、定期的に業者点検や職員による点検を行い、事故防止に努めています。また、公園内の不具合箇所等を発見した場合には、早期に対応しております。通行上の危険箇所については、職員による総点検を年数回程度実施するとともに、日頃の道路パトロール等で状況調査を行っております。その他、市民等からの通報により現場を確認し、危険度の高い箇所から順次整備しております。

20. Uターン、Iターン者の支援制度を実施すること。

Uターン、Iターン施策につきましては、「いかさ地域大学等就職面接会」などを開催し、新規大学等卒業予定者等と地元企業のマッチングを支援しております。また、地場産業振興センター4階の「井原市ふるさとハローワーク」においては、9月から職員2名を増員し、業務の拡充を図っております。さらには、市ホームページ上に「井原市交流・定住ポータルサイトいばらぐらし」を立ち上げ、空き家情報等を発信しております。また、平成21年度に策定した「井原市産業振興ビジョン」の各種施策を着実に遂行することにより商工業の活性化を図り、雇用の場の創出等に努めていきたいと考えております。

今後においても、就職面接会の実施や、空き家等の情報発信を行い、Uターン、Iターンの促進を図ってまいります。

21. 井原駅から田中美術館までの間に、物産・土産店と案内所や公衆便所を兼ねた休憩場所を設置すること。

要望されている施設を新設するとすれば、駐車場も含め相当広い土地が必要になると考えられます。現在この区間には適当な用地がないのが実情です。現在案内所としては、井原駅に井原マイルールプラザがあり、地場産業振興センターでも2階商工観光課内でも案内しております。また、公衆便所については、平成21年度、井原駅西側にトイレを設置しております。この他には、既存の井原駅・アクティブライフ井原・地場産業振興センター・田中苑を公衆便所や休憩所としてご利用ください。

22. 井原鉄道の市内各駅への放置自転車などを定期的に確認し、適切・迅速に処理すること。

現在、井原鉄道の市内各駅への放置自転車については、早期撤去の旨を記した警告書を取り付け、約2ヶ月保管後、引き取り手のない自転車については廃棄しております。これらの自転車は、井原鉄道利用者が放置したものが大部分であると考えられますので、井原駅ビルの指定管理者である井原鉄道側に、定期的な確認と適切・迅速な処理をすすめるよう指導してまいります。

【水道部関係】(3項目)

1. 他地区と比べ美星地区の高い水道料金を井原地区と同一にすること。

美星簡易水道は、浄水を岡山県広域水道企業団から購入しているため、料金設定は市内では高額となっております。他地区に比べて大きな格差が生じています。

これは、建設年次事業規模、施設の状況により独立採算の見地から、おのおの事業で基本料金や超過料金を設定しているためであり、井原地区・芳井地区・美星地区でそれぞれ水道料金が違ってきます。

国においては平成28年度までに1市1水道を目標としており、本市においてもこうした方向で統合計画を策定する中で、美星地区の3簡易水道の管路統合について検討しておりますが、何分多大な費用を要するため、実現に向けては慎重な対応が必要と考えております。

いずれにしても、料金統一は非常に難しい問題ですが、各水道事業の経営の動向や統合に要する事業費、加入者数、使用水量を見極めながら料金の一元化に

>>> 向け、上下水道運営審議会の意見も伺い、段階的な料金の改定、実施時期等について検討することとし、将来的には水道料金は市内で統一すべき課題と考えております。

2. 独身者や高齢者の二人暮らし世帯に対し、上水道及び簡易水道の基本料金の使用量を細分化すること。

上水道及び簡易水道の使命は、安全で良質な水を安定的に供給することであり、水道料金は水道事業の健全な運営を確保するため、効率的な経営のもと適正な給水原価に照らし、公正妥当な料金として設定しております。



また、昭和43年の給水開始以降、水道施設も40年が経過し、老朽化に対応する計画的な施設更新を実施しておりますが、今後も多額の経費が予測されます。

ご質問にある独身者や高齢者の二人暮らし世帯等に対して基本料金の使用量を細分化することは、上水道のみの世帯や上水道と自家水道(井戸水等)との併用世帯が混在すること、さらに給水人口が減少するなど、大変難しい問題ですが、経営の効率化を一層図りながら現状及び将来の予測も踏まえて、今後、上下水道運営審議会の意見も伺い、検討していかねばならないと考えております。

3. 高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯に対し、公共下水道の工事費や負担金等の補助をおこなうこと。

公共下水道を利用するにあたり、宅内排水設備工事費については、現在、年齢いかに関わらず使用される個人負担となっております。

排水設備に必要な資金が不足し、工事費を一時に負担することが困難な方に対して、80万円を限度に、市の指定する金融機関に融資のあっせんをし、利子の一部(現行2.9%のうち1.5%を市で負担)を助成する制度を設けていますので、ご活用いただきたいと思っております。

また、生活保護法による生活扶助を受けている受益者、その他これらに準ずる特別の事情があると認められる受益者の方に対してのみ、負担金の減免ができることになっております。

【市民病院関係】(6項目)

1. 医学奨学生育成の観点から医学金制度を導入すること。

本市としては、県南西部圏域にあって、医師の数が不足している現状を訴えながら、引き続き、関係機関に医師派遣の協力を依頼し、医師確保対策に努めてまいります。

奨学金制度は医師養成まで長期にわたることや、成果も不透明であることから、県に対し医師養成確保奨学資金貸与制度等の充実を要望していくとともに、制度導入について調査、研究してまいります。

2. 引き続き、インフルエンザの院内での感染予防と、患者の受け入れ態勢に万全の対策を講ずること。

市民病院では、インフルエンザ対策として、ワクチンの個別接種を実施しております。

内科外来は10月20日から特別外来を設置し、毎週木・金曜日の午後2時30分より3時まで予約なしで受付・接種しています。また、小児科は10月19日から原則予約制として、毎週水・木曜日の午後1時30分より3時30分まで受付、接種しております。

インフルエンザの院内感染予防については、職員・患者及び家族などが持ち込まないよう、手洗い・うがい・マスク着用を喚起しております。

入院中の患者さんに対しては、希望者の都合の良い時に予防接種を実施しております。また、外来には発熱者専用待合を設けております。

次回の「きずな」へつづく